

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第1章 二国間条約</p> <p>1-1 通商関係条約</p> <p>(1) 我が国との間に締結されている通商航海関係を規律した二国間条約又は協定（第3章の自由貿易協定を除く。以下本項において「条約」という。）で関税関係条項を含むものは、別紙1のとおりであるが、これらの条項に基づく関税率の適用については、次による。なお、関税率以外の関税関係条項の実施に当たっては、国内法令どおり取り扱って差し支えない。</p> <p>イ 条約の相手国のうち、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、中華人民共和国、キューバ、デンマーク、エルサルバドル、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハイチ、ハンガリー、インド、インドネシア、ルクセンブルク、マレーシア、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、ペルー、フィリピン、ポーランド、ルーマニア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、<u>北マケドニア</u>、クロアチア、チェコ、スロバキア、アメリカ合衆国及びウルグアイの各国に対しては、関税法基本通達3-3（協定税率を適用する国）の規定に従って直接「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に掲げる税率（以下「ガット税率」という。）」を適用する。</p> <p>ロ （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第2章 多数国間条約</p> <p>2-1 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（WTO 協定）（平成6年条約第15号）</p> <p>この協定に加盟している国及び地域は、別紙4のとおりであるが、こ</p>	<p style="text-align: center;">第1章 二国間条約</p> <p>1-1 通商関係条約</p> <p>(1) 我が国との間に締結されている通商航海関係を規律した二国間条約又は協定（第3章の自由貿易協定を除く。以下本項において「条約」という。）で関税関係条項を含むものは、別紙1のとおりであるが、これらの条項に基づく関税率の適用については、次による。なお、関税率以外の関税関係条項の実施に当たっては、国内法令どおり取り扱って差し支えない。</p> <p>イ 条約の相手国のうち、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、中華人民共和国、キューバ、デンマーク、エルサルバドル、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハイチ、ハンガリー、インド、インドネシア、ルクセンブルク、マレーシア、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、ペルー、フィリピン、ポーランド、ルーマニア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、<u>マケドニア旧ユーゴスラビア共和国</u>、クロアチア、チェコ、スロバキア、アメリカ合衆国及びウルグアイの各国に対しては、関税法基本通達3-3（協定税率を適用する国）の規定に従って直接「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に掲げる税率（以下「ガット税率」という。）」を適用する。</p> <p>ロ （同左）</p> <p>(2) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第2章 多数国間条約</p> <p>2-1 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（WTO 協定）（平成6年条約第15号）</p> <p>この協定に加盟している国は、別紙4のとおりであるが、この協定の</p>

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の協定の実施に当たっては、次のことに留意する。 (1)及び(2) (省略)</p> <p>2-2 貨物の原産地虚偽表示の防止に関する1891年4月14日のマドリツド協定（昭和28年条約第8号）及び虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する1891年4月14日のマドリツド協定（昭和40年条約第10号） これらの協定に加盟している国及び地域は、別紙5のとおりであるが、輸入品に対する原産地虚偽表示の防止については、関税法第71条《原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入》、第78条《原産地を偽った表示がされている郵便物》、第87条《原産地を偽った表示等がされている貨物の留置》及び第88条《収容についての規定の準用》に規定があるので、その実施については、これらの規定どおり取り扱う。（なお、関税法基本通達の該当規定を参照）</p> <p>2-3 税関手続の簡易化に関する国際条約（昭和27年条約第17号） この条約に加盟している国及び地域は、別紙5のとおりであるが、この条約の規定は関税法にその趣旨が織り込まれているので、この実施に当たっては、国内法令どおり取り扱って差し支えない。</p> <p>2-4 国際民間航空条約（昭和28年条約第21号） この条約に加盟している国及び地域は、別紙5のとおりであるが、この条約の規定は、関税法にその趣旨が織り込まれているので、この実施に当たっては、国内法令どおり取り扱って差し支えない。</p> <p>2-5 商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約（昭和30年条約第16号） この条約に加盟している国及び地域は、別紙5のとおりであるが、加盟国（地域）から輸入される商品見本又は広告資料の取扱いについては、次による。 (1)～(4) (省略)</p> <p>2-6 観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約（昭和32年条約</p>	<p>実施に当たっては、次のことに留意する。 (1)及び(2) (同左)</p> <p>2-2 貨物の原産地虚偽表示の防止に関する1891年4月14日のマドリツド協定（昭和28年条約第8号）及び虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する1891年4月14日のマドリツド協定（昭和40年条約第10号） これらの協定に加盟している国は、別紙5のとおりであるが、輸入品に対する原産地虚偽表示の防止については、関税法第71条《原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入》、第78条《原産地を偽った表示がされている郵便物》、第87条《原産地を偽った表示等がされている貨物の留置》及び第88条《収容についての規定の準用》に規定があるので、その実施については、これらの規定どおり取り扱う。（なお、関税法基本通達の該当規定を参照）</p> <p>2-3 税関手続の簡易化に関する国際条約（昭和27年条約第17号） この条約に加盟している国は、別紙5のとおりであるが、この条約の規定は関税法にその趣旨が織り込まれているので、この実施に当たっては、国内法令どおり取り扱って差し支えない。</p> <p>2-4 国際民間航空条約（昭和28年条約第21号） この条約に加盟している国は、別紙5のとおりであるが、この条約の規定は、関税法にその趣旨が織り込まれているので、この実施に当たっては、国内法令どおり取り扱って差し支えない。</p> <p>2-5 商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約（昭和30年条約第16号） この条約に加盟している国は、別紙5のとおりであるが、加盟国から輸入される商品見本又は広告資料の取扱いについては、次による。 (1)～(4) (同左)</p> <p>2-6 観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約（昭和32年条約</p>

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第16号) この条約に加盟している国及び地域は、別紙5のとおりであるが、同条約第1条(b)《旅行者》に規定する旅行者が携帯して輸入する物品（入国後6月以内に別送して輸入する物品を含む。）の取扱いについては、次による。 (1)～(3) （省略）</p> <p>2－7 観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約に追加された観光旅行宣伝用の資料の輸入に関する議定書（昭和31年条約第15号） この議定書に加盟している国及び地域は、別紙5のとおりであるが、加盟国（地域）から輸入される観光用資料の取扱いについては、次による。 (1)～(5) （省略）</p> <p>2－9 専門機関の特権及び免除に関する条約（昭和38年条約第13号） 同条約第3条第9項《専門機関が輸入する公用品についての関税の免除》、第5条第13項(f)《専門機関の加盟国の代表者として与えられる特権及び免除》、第6条第19項(f)《専門機関の職員に対して与えられる特権及び免除》及び同条第21項《専門機関の事務局長等に与えられる特権及び免除》並びに同条約の附属書により各専門機関についてこれらの基準条項が修正して適用される場合における特権及び免除の取扱いについては、すべて前記2－8（国際連合の特権及び免除に関する条約）に規定するところに準ずる。 なお、現在設置されている国際連合の専門機関は、別紙6のとおりであり、このうち国際労働機関、国際連合食糧農業機関、国際通貨基金、世界保健機関、世界知的所有権機関、国際連合工業開発機関、国連世界観光機関、国際復興開発銀行及び国際金融公社については、我が国に地域事務所（国際労働機関駐日事務所、国際連合食糧農業機関駐日連絡事務所、国際通貨基金アジア太平洋地域事務所、世界保健機関健康開発総合研究センター、世界知的所有権機関日本事務所、国際連合工業開発機関東京投資・技術移転促進事務所、<u>世界観光機関アジア太平洋地域事務所</u>、国際復興開発銀行・国際開発協会世界銀行東京事務所及び国際金融公社東京事務所）が設けられているので、留意する。</p>	<p>第16号) この条約に加盟している国は、別紙5のとおりであるが、同条約第1条(b)《旅行者》に規定する旅行者が携帯して輸入する物品（入国後6月以内に別送して輸入する物品を含む。）の取扱いについては、次による。 (1)～(3) （同左）</p> <p>2－7 観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約に追加された観光旅行宣伝用の資料の輸入に関する議定書（昭和31年条約第15号） この議定書に加盟している国は、別紙5のとおりであるが、加盟国から輸入される観光用資料の取扱いについては、次による。 (1)～(5) （同左）</p> <p>2－9 専門機関の特権及び免除に関する条約（昭和38年条約第13号） 同条約第3条第9項《専門機関が輸入する公用品についての関税の免除》、第5条第13項(f)《専門機関の加盟国の代表者として与えられる特権及び免除》、第6条第19項(f)《専門機関の職員に対して与えられる特権及び免除》及び同条第21項《専門機関の事務局長等に与えられる特権及び免除》並びに同条約の附属書により各専門機関についてこれらの基準条項が修正して適用される場合における特権及び免除の取扱いについては、すべて前記2－8（国際連合の特権及び免除に関する条約）に規定するところに準ずる。 なお、現在設置されている国際連合の専門機関は、別紙6のとおりであり、このうち国際労働機関、国際連合食糧農業機関、国際通貨基金、世界保健機関、世界知的所有権機関、国際連合工業開発機関、国連世界観光機関、国際復興開発銀行及び国際金融公社については、我が国に地域事務所（国際労働機関駐日事務所、国際連合食糧農業機関駐日連絡事務所、国際通貨基金アジア太平洋地域事務所、世界保健機関健康開発総合研究センター、世界知的所有権機関日本事務所、国際連合工業開発機関東京投資・技術移転促進事務所、<u>国連世界観光機関アジア太平洋センター</u>、国際復興開発銀行・国際開発協会世界銀行東京事務所及び国際金融公社東京事務所）が設けられているので、留意する。</p>

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>2-10 国際原子力機関の特権及び免除に関する協定（昭和38年条約第14号）</p> <p>この協定に加盟している国及び地域は、別紙5のとおりであるが、同協定第3条第8項(b)《機関が輸入する公用品についての関税の免除》、第5条第12項(f)《機関の加盟国の代表者に対して与えられる特権及び免除》、第6条第18項(a)(vi)《機関の職員に対して与えられる特権及び免除》、同条第20項《機関の事務局長等に対して与えられる特権及び免除》及び第7条第23項(f)《機関の専門家に対して与えられる特権及び免除》の取扱いについては、すべて前記2-8（国際連合の特権及び免除に関する条約）に規定するところに準ずる。</p>	<p>2-10 国際原子力機関の特権及び免除に関する協定（昭和38年条約第14号）</p> <p>この協定に加盟している国は、別紙5のとおりであるが、同協定第3条第8項(b)《機関が輸入する公用品についての関税の免除》、第5条第12項(f)《機関の加盟国の代表者に対して与えられる特権及び免除》、第6条第18項(a)(vi)《機関の職員に対して与えられる特権及び免除》、同条第20項《機関の事務局長等に対して与えられる特権及び免除》及び第7条第23項(f)《機関の専門家に対して与えられる特権及び免除》の取扱いについては、すべて前記2-8（国際連合の特権及び免除に関する条約）に規定するところに準ずる。</p>
<p>2-11 関税協力理事会を設立する条約（昭和39年条約第11号）</p> <p>この条約に加盟している国及び地域は、別紙5のとおりであるが、同条約附属書第3条第8項(b)《理事会が輸入する公用品についての関税の免除》、第5条第12項(f)《理事会、常設技術委員会及び理事会が設置する各委員会の会合における構成員の代表者に対して与えられる特権及び免除》、第6条第17項(f)《理事会の職員に対して与えられる特権及び免除》及び同条第18項《理事会の事務総局長等に与えられる特権及び免除》の取扱いについては、すべて前記2-8（国際連合の特権及び免除に関する条約）に規定するところに準ずる。</p>	<p>2-11 関税協力理事会を設立する条約（昭和39年条約第11号）</p> <p>この条約に加盟している国は、別紙5のとおりであるが、同条約附属書第3条第8項(b)《理事会が輸入する公用品についての関税の免除》、第5条第12項(f)《理事会、常設技術委員会及び理事会が設置する各委員会の会合における構成員の代表者に対して与えられる特権及び免除》、第6条第17項(f)《理事会の職員に対して与えられる特権及び免除》及び同条第18項《理事会の事務総局長等に与えられる特権及び免除》の取扱いについては、すべて前記2-8（国際連合の特権及び免除に関する条約）に規定するところに準ずる。</p>
<p>2-12 外交関係に関するウィーン条約（昭和39年条約第14号）</p> <p>この条約に加盟している国及び地域は、別紙5のとおりであるが、この条約の加盟国（地域）の外交使節団の構成員（役務職員及び個人的使用人を除く。）並びにその家族の構成員で世帯に属するものの輸入する物品の取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(10) （省略）</p>	<p>2-12 外交関係に関するウィーン条約（昭和39年条約第14号）</p> <p>この条約に加盟している国は、別紙5のとおりであるが、この条約の加盟国の外交使節団の構成員（役務職員及び個人的使用人を除く。）並びにその家族の構成員で世帯に属するものの輸入する物品の取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(10) （同左）</p>
<p>2-13 船員の厚生用物品に関する通関条約（昭和43年条約第12号）</p> <p>この条約に加盟している国及び地域は、別紙5のとおりであるが、加盟国（地域）から輸入される同条約第4条《港に停泊中の船内で使用される厚生用物品等の免税》及び第5条《厚生用施設における使用のため</p>	<p>2-13 船員の厚生用物品に関する通関条約（昭和43年条約第12号）</p> <p>この条約に加盟している国は、別紙5のとおりであるが、加盟国から輸入される同条約第4条《港に停泊中の船内で使用される厚生用物品等の免税》及び第5条《厚生用施設における使用のため一時輸入される厚</p>

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>一時輸入される厚生用物品の免税》の規定に該当する船員の厚生用物品の取扱いについては、次による。 (1)～(6) （省略）</p>	<p>生用物品の免税》の規定に該当する船員の厚生用物品の取扱いについては、次による。 (1)～(6) （同左）</p>
<p>2-14 教育的、科学的及び文化的資材の輸入に関する協定（昭和45年条約第9号） この協定に加盟している国及び地域は、別紙5のとおりであるが、同協定の規定により関税を免除すべきこととされている教育的、科学的及び文化的資材についての取扱いについては、次による。 (1)及び(2) （省略）</p>	<p>2-14 教育的、科学的及び文化的資材の輸入に関する協定（昭和45年条約第9号） この協定に加盟している国は、別紙5のとおりであるが、同協定の規定により関税を免除すべきこととされている教育的、科学的及び文化的資材についての取扱いについては、次による。 (1)及び(2) （同左）</p>
<p>2-15 展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に対する便益に関する通関条約（昭和48年条約第11号） この条約に加盟している国及び地域は、別紙5のとおりであるが、同条約の規定により関税を免除すべきこととされている物品の取扱いについては、次による。 (1)～(9) （省略）</p>	<p>2-15 展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に対する便益に関する通関条約（昭和48年条約第11号） この条約に加盟している国は、別紙5のとおりであるが、同条約の規定により関税を免除すべきこととされている物品の取扱いについては、次による。 (1)～(9) （同左）</p>
<p>2-16 職業用具の一時輸入に関する通関条約（昭和48年条約第10号） この条約に加盟している国及び地域は、別紙5のとおりであるが、同条約の規定により関税を免除すべきこととされている物品の取扱いについては、次による。 (1)～(5) （省略）</p>	<p>2-16 職業用具の一時輸入に関する通関条約（昭和48年条約第10号） この条約に加盟している国は、別紙5のとおりであるが、同条約の規定により関税を免除すべきこととされている物品の取扱いについては、次による。 (1)～(5) （同左）</p>
<p>2-17 民間航空機貿易に関する協定（昭和55年条約第13号） この協定に加盟している国及び地域は、別紙5のとおりであるが、同協定の規定により関税を免除すべきこととされている物品の取扱いについては、次による。 なお、この取扱いは、同協定の加盟国（地域）のみならず、協定税率の適用国（地域）を原産地とする対象産品についても適用されるので留意する。 (1)及び(2) （省略）</p>	<p>2-17 民間航空機貿易に関する協定（昭和55年条約第13号） この協定に加盟している国は、別紙5のとおりであるが、同協定の規定により関税を免除すべきこととされている物品の取扱いについては、次による。 なお、この取扱いは、同協定の加盟国のみならず、協定税率の適用国を原産地とする対象産品についても適用されるので留意する。 (1)及び(2) （同左）</p>

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>2-18 東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定（昭和56年条約第4号）</p> <p>この協定に加盟している国及び地域は、別紙5のとおりであるが、同協定の規定により関税を免除すべきこととされている物品の取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p>	<p>2-18 東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定（昭和56年条約第4号）</p> <p>この協定に加盟している国は、別紙5のとおりであるが、同協定の規定により関税を免除すべきこととされている物品の取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p>
<p>2-19 出版物の国際交換に関する条約（昭和59年条約第6号）</p> <p>この条約に加盟している国及び地域は、別紙5のとおりであるが同条約の規定により関税を免除すべきこととされている物品の取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p>	<p>2-19 出版物の国際交換に関する条約（昭和59年条約第6号）</p> <p>この条約に加盟している国は、別紙5のとおりであるが同条約の規定により関税を免除すべきこととされている物品の取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p>
<p>2-20 国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約（昭和59年条約第7号）</p> <p>この条約に加盟している国及び地域は、別紙5のとおりであるが、同条約の規定により関税を免除すべきこととされている物品の取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p>	<p>2-20 国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約（昭和59年条約第7号）</p> <p>この条約に加盟している国は、別紙5のとおりであるが、同条約の規定により関税を免除すべきこととされている物品の取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p>
<p>2-21 米州開発銀行を設立する協定（昭和51年条約第8号）</p> <p>この協定に加盟している国及び地域は、別紙5のとおりであるが、同協定第11条第8項(c)《職員に対して与えられる免除及び特権》及び同条第9項(a)《銀行の業務に対して与えられる関税の免除》の取扱いについては、すべて前記2-8（国際連合の特権及び免除に関する条約）に規定するところに準ずる。</p>	<p>2-21 米州開発銀行を設立する協定（昭和51年条約第8号）</p> <p>この協定に加盟している国は、別紙5のとおりであるが、同協定第11条第8項(c)《職員に対して与えられる免除及び特権》及び同条第9項(a)《銀行の業務に対して与えられる関税の免除》の取扱いについては、すべて前記2-8（国際連合の特権及び免除に関する条約）に規定するところに準ずる。</p>
<p>2-22 アジア開発銀行を設立する協定（昭和41年条約第4号）</p> <p>この協定に加盟している国及び地域は、別紙5のとおりであるが、同協定第55条(iii)《職員に対して与えられる免除及び特権》及び第56条第1項《銀行の業務に対して与えられる関税の免除》の取扱いについては、すべて前記2-8（国際連合の特権及び免除に関する条約）に規定</p>	<p>2-22 アジア開発銀行を設立する協定（昭和41年条約第4号）</p> <p>この協定に加盟している国は、別紙5のとおりであるが、同協定第55条(iii)《職員に対して与えられる免除及び特権》及び第56条第1項《銀行の業務に対して与えられる関税の免除》の取扱いについては、すべて前記2-8（国際連合の特権及び免除に関する条約）に規定すると</p>

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>するところに準ずる。</p> <p>2 - 24 1965年の国際海上交通の簡易化に関する条約（平成17年条約第 5 号）</p> <p>この条約に加盟している国及び地域は、別紙 5 のとおりであるが、この条約の規定は、関税法にその趣旨が織り込まれているので、この実施に当たっては、国内法令通りに取り扱って差し支えない。</p>	<p>ころに準ずる。</p> <p>2 - 24 1965年の国際海上交通の簡易化に関する条約（平成17年条約第 5 号）</p> <p>この条約に加盟している国は、別紙 5 のとおりであるが、この条約の規定は、関税法にその趣旨が織り込まれているので、この実施に当たっては、国内法令通りに取り扱って差し支えない。</p>